

162号

程別
文書
整理
發送

24年 9月24日
號
號
校合
淨書
決
裁
發
送

長官
了
了
了
了

内閣總理大臣

部長
課長
係長
了
了
了
了

人事部長

電波應

電報法案について

電報法案（別冊）を第六編に提出することとした。
（方取違ひの）

昭和二十四年九月二十日

電
波
法
案

電
波
法

電 波 法

目次

第一章	総則（第一條―第三條）
第二章	無線局の免許（第四條―第二十七條）
第三章	無線設備（第二十八條―第三十八條）
第四章	無線従事者（第三十九條―第五十一條）
第五章	運用（第五十二條―第七十條）
第一節	通則（第五十二條―第六十一條）
第二節	海岸局及び船舶局の運用（第六十二條―第七十條）
第六章	監督（第七十一條―第八十二條）
第七章	懲罰及び訴訟（第八十三條―第九十九條）
第八章	雑則（第一百條―第一百五條）
第九章	罰則（第一百六條―第一百十八條）
附則	

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律に基く命令の規定の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

一 「電波」とは、十キロサイクルから三百メガサイクルまでの周波数の電磁波をいう。

二 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるた

めの通信設備をいう。

三 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。

四 「無線設備」とは、無線電信、無線電音その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。

五 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。

六 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であつて電波監理委員会の免許を受けたものをいう。

(電波に関する條約)

第三條 電波に関し條約に別段の定めがある場合には、その規定による。

第二章 無線局の免許

(無線局の開設)

第四條 無線局を開設しようとする者は、電波監理委員会の免許を受けなければならぬ。但し、發射する電波が著しく微弱な無線局で電波監理委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

2 公衆通信（公衆の一般的利用に供する無線通信の業務をいう。以下同じ。）の取扱を目的とする無線局は、國でなければ開設することができない。

(欠格事由)

第五條 左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を與えない。

- 一 日本の國籍を有しない人
- 二 外國政府又はその代表者
- 三 外國の法人又は団体

- 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者が^{その}代表者であるとの又はこれらの者がその役員^の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。
- 三 この法律又は放送法（昭和 年法律第 号）の規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの。
- 二 無線局の免許の取消を受けた者で、その取消の日から二年を経過しないもの。

2 前項の規定は、左に掲げる無線局については、適用しない。

- 一 実験無線局（科学又は技術の発達のための実験に専用する無線局

をいう。以下同じ。

二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十四條の船舶の無線局

（免許の申請）

第六條 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。

一 目的

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間

七 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日

八 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

九 運用開始の予定期日

二 公衆によつて直接受用されることを目的とする無線通信の送信（

以下「放送」という。）とする無線局の免許を受けようとする者は、前項の書類に同項に掲げる事項の外、左に掲げる事項をあわせて記載しなければならない。

一 放送の内容及び放送文見録

- 一 放送事項
- 二 放送区域

3 船舶局（船舶無線電信局）（船舶の無線局であつて、無線電信により無線通信を行うもの及び船舶無線電話局（船舶の無線局であつて、無線電話により無線通信を行うもの）をいう。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に同項に掲げる事項の外、その船舶の所有者、用途、総トン数、旅客船であるときは旅客定員、航行区域、主たる定泊港及び信号符字をあわせて記載しなければならぬ。

（申請の審査）

第七條 電波監理委員会は、前條に規定する申請を受理したときは、左の各号に掲げるところに従つて、申請を審査しなければならない。

- 一 工事設計が電波監理委員会規則で定める技術基準に合致すること。
- 二 周波数の割当が可能であること。
- 三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。
- 四 前三号に掲げるものの外、電波監理委員会規則で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること。

2 電波監理委員会は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

(予備免許)

第八條 電波監理委員会は、前條の規定により審査した結果その申請が同條第一項各号に適合していると認めたとまは、申請者に対し、左に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を與ふる。

- 一 工事落成の期限
- 二 電波の型式及び周波数
- 三 呼出符号（標識符号を含む以下同じ。）及び呼出名称
- 四 空中線電力
- 五 運用許容時間

2 電波監理委員会は、予備免許を受けた者から申請があつた場合に於いて、相当と認めるときは、前項第一号の期限を延長することができる。

(工事設計の変更)

第九條 前條の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ電波監理委員会の許可を受けなければならぬ。但し、電波監理委員会規則で定める軽微な事項については、この限りでない。

2 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならぬ。

3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を要するものであつてはならず、且つ、第七條第一項第一号の技術基準に適合するものでなければならぬ。

(落成後の検査)

第十條 第八條の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を電波監理委員会に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格及び員数について検査を受けなければならぬ。

(免許の拒否)

第十一條 第八條第一号の一号の期限(同條第三項による期限の延長があつたときは、その期限)経過後二週間以内の前條の規定による届出がないときは、電波監理委員会は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

(免許の附與)

第十二條 電波監理委員会は、第十條の規定による検査を行つた結果、その無線設備が^十第條第一項第一号の工事設計（第九條の規定による変更があつたときは、変更があつたもの）に合致し、且つ、その無線従事者の資格員数が第五十條の規定に適合しているを認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を與えなければならぬ。

2 電波監理委員会は、免許を與えたときは、免許状を交付する。

(免許の有効期間)

第十三條 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年（放送を目的とする無線局については、三年）を越えない範囲において^{電波}監理委員會規則で定める。但し、再免許を妨げない。

2 船舶安全法第四條の船舶無線電信局の免許の有効期間は、前項の規定にかかわらず、無期限とする。

(免許状の記載事項)

第十四條 前條の免許状には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 免許の年月日及び免許の番号
- 二 免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称
- 三 無線局の種類

- 四 無線局の目的
- 五 通信の相手方及び通信事項
- 六 無線設備の設置場所
- 七 免許の有効期間
- 八 呼出符号又は呼出名称
- 九 電波の型式及び周波数並びに発振及び変調の方式
- 十 空中線電力
- 十一 空中線の型式及び構成
- 十二 運用許容時間

2 放送を目的とする無線局の免許状には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 放送事項
- 二 放送区域

(再免許の手続)

第十五條 第十三條第一項但書の再免許については、第六條及び第八條から第十二條までの規定にかかわらず、電波監理委員会規則で定める簡易な手続によることができる。

(運用開始の届出)

第十六條 免許人は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用の開始の期日を電波監理委員会に届け出なければならない。

(変更の申請等)

十七條 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ電波監理委員会の許可を受けなければならない。放送を目的とする無線局の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも同様とする。

2 第九條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定により無線設備の変更の工事をする場合に準用する。

(変更検査)

第十八條 前條第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事を許可を受けた免許人は、電波監理委員会の検査を受け、当該変更又は工事が同條同項の許可の内容に適合していること認められた後でなければ、許可に係る無線設備を適用することができない。

(申請による周波数等の変更)

第十九條 電波監理委員会は、免許人が呼出符号若しくは呼出名称、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があること認めるときは、これを変更することができる。

(免許の承継)

第二十條 免許人について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続ある法人若しくは合併により設立された法人は、免許人の地位を承継する。

2 船舶局のある船舶について船舶の所有権の移轉又はほか船契約の設定、変更若しくは解除により船舶を運行する者に変更があつたときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。

3 前二項の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なくその事実を証する書面を添えてその旨を電波監理委員会に届け出なければならぬ。

(免許状の訂正)

第二十一條 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を電波監理委員会に提出し訂正を受けなければならない。

(廃止及び休止)

第二十二條 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を電波監理委員会に届け出なければならない。無線局の運用を一月以上休止するときも同様とする。

第二十三條 免許人が無線局を廃止したときは、無線局の免許は、その力を失う。

(免許状の返納)

第二十四條 免許かその効力を失つたときは、免許人は、一箇月以内にその免許状をすみやかに返納しなければならぬ。

(無線局の公示)

第二十五條 電波管理委員会は、無線局の免許をしたときは、その無線局について電波管理委員会の規則で定める事項を公示する。

(周波数の公開)

第二十六條 電波管理委員会は、無線局の免許の申請等に資するため、審り当てることが可能である周波数及び割り当てた周波数の現状を示す表を作成し、公衆の閲覧に供しなければならぬ。

(免許の特例)

第二十七條 外國において取得した船舶の無線局については、
委員会は、この章の規定にかかわらず、無線局の免許を與える。
2 前項の規定による免許は、その船舶が日本國內の目的港に到着し
ときにその効力を失う。

才三章 無線設備

(電波の質)

第二十八條 送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差及び幅、高調
波の強度等電波の質は、電波監理委員会規則で定めるものでなければ
ならない。

(受信設備の條件)

第二十九條 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、
電波監理委員会規則で定める限度を越え他の無線設備の機能に支障を
與えるものであつてはならない。

(安全施設)

第三十條 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を與
えないように、電波監理委員会規則で定める施設をしなければならな
い。

(周波数測定装置の備えつけ)

第三十一條 電波監理委員会規則で定める送信設備には、その装置が
使用周波数の許容偏差の二分の一以下である周波数測定装置を備え
つけなければならぬ。

(計器及び予備品の備えつけ)

第三十二條 船舶局の無線設備には、その操作のために必要な計器及
び予備品であつて電波監理委員会規則で定めるものを備えつけなけ
ればならぬ。

(船舶の義務無線電信の條件)

第三十三條 船舶安全法第四條の船舶に施設する無線電信
(以下「義務無線電信」という。)の主送信装置は、

五百キロサイクルの周波数において昼間百九十キロメ
ートル以上の有効通達距離をもつものでなければなら
ない。

2 電波監理委員会は、船舶安全法第四條第一項第三号
の船舶に施設する無線電信については、前項の有効通
達距離の特例を定めることができる。

第三十四條

義務無線電信には、左に掲げる條が

件に適合する補助装置を備えなければならぬ。但し
船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線
電信であつて、電波監理委員会規則で定めるものにつ

ては、この限りでない。

- 一 独立の電源をもつこと。
- 二 連続して六時間以上使用できること。
- 三 送信装置は、五百キロサイクルの周波数において昼間九十五キロメートル（第五十條の第一種局については百五十キロメートル）以上の有効通達距離を有すること。
- 四 受信装置は、五百キロサイクルの周波数を受信することができ、且つ、鉱石検波の方式によつても受信できること。
- 五 直ちに完全に操作できること。
- 2 前項の補助設備は、船舶の夜高荷載きつ、水線上のなるべく高い安全な位置に装置することを要する。
- 3 送信又は受信の主装置が前項の条件を具備するときは、その補助装置を備えることを要しない。

第三十五條 義務無線電信には、通信室内に非常燈を備えつけなければならない。

2 義務無線電信の通信室が航海船橋以外の場所にあるときは、航海船橋との間に送話管又は電話を備えつけなければならない。

（救命艇の無線電信の条件）

第三十六條 船舶安全法第二條の規定に基く命令により船舶に備える救命艇に装置しなければならない無線電信は、左に掲げる条件に適合したものでなければならない。

- 一 五百キロサイクルの周波数により送り及び受けることができること。
- 二 連続して三時間以上使用できること。
- 三 送信装置は、五百キロサイクルの周波数において昼間五十キロメートル以上の有効通達距離を有すること。

四 受信装置は、或石炭炭の方式によつても受信できること。

五 機件は救命艇の機件による振動に堪えること。

六 有効な防水装置があること。

(無線設備の機器の検定)

第三十七條 第三十一條の規定により備えつけなければならぬ周波数測定装置、船舶に施設する番志自動受信機及び電波監理委員会規則で定める無線方位測定機は、その型式について、電波監理委員会の行方検定に合格したものでなければ施設してはならない。

(その他の技術基準)

第三十八條 無線設備は、この章に定めるものの外、電波監理委員会規則で定める技術基準に適合するものでなければならぬ。

第四章 無線従事者

(無線設備の操作)

第三十九條 無線局の無線設備の操作(電波監理委員会規則で定めるものを除く)は次條の定めるところにより、無線従事者でなければ、行つてはならない。但し、船舶の航行中のため無線従事者を補充することができない場合その電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(無線従事者の従事範囲)

第四十條 無線従事者の資格は、左の表の上欄に掲げるとおりとし、それぞれ下欄に掲げる無線設備の操作を行うことができるものとする。

無線従事者の資格

第一級無線通信士

第二級無線通信士

行なうことができる無線設備の操作

無線設備の通信操作
船舶に施設する無線設備の技術操作
陸上に施設する空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作

日本の無線局相互間国内通信用無線設備の通信操作
第一級資格者の指揮の下に行う国際通信の通信操作
船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線電信及び百五十ワット以下の無線電話の技術操作
漁業用海岸局における空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び七十五ワット以下の無線電信の技術操作
空中線電力五十ワット以下の可搬用無線電信及び無線電話の技術操作

<p>第三級無線通信士</p>	<p>第一級又は第二級資格者の指揮の下に行う 国内通信の操作 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット 以下の無線電信及び百ワット以下の無線電 話の通信操作及び技術操作</p>
<p>電話級無線通信士</p>	<p>船舶に施設する空中線電力百ワット以下の 無線電信の通信操作及び技術操作</p>
<p>聴守員級無線通信士</p>	<p>緊急信号、緊急信号、遭難信号及び安全信 号の聴守</p>
<p>第一級無線技士</p>	<p>無線設備の技術操作</p>
<p>第二級無線技士</p>	<p>空中線電力二キロワット以下の無線電信及び 五百ワット以下の無線電話の技術操作</p>
<p>第一級アマチュア無線技士</p>	<p>アマチュア無線局の無線設備の通信操作及び技術操作</p>
<p>第二級アマチュア無線技士</p>	<p>空中線電力百ワット以下のものであつて五十メガサイクル 以上及び八メガサイクル以下の周波数を使用するアマチュア 無線局の無線電話の通信操作及び技術操作</p>
<p>特殊無線技士</p>	<p>電波監査委員会規則で定める無線設備の操作</p>

(免許)

第四十一條 無線従事者にならうとする者は、前條の資格別に行う無線従事者試験に合格し、電波監理委員会の免許を受けなければならぬ。

(免許を與えない場合)

第四十二條 左の各号の一に該当する者に對しては、無線従事者の免許を與えないことができる。

- 一 前章の罪を犯し罰金以上の刑に處せられた者で、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 無線従事者免許を取り消された者で、取消の日から二年を経過しないもの

三 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者
(無線従事者原簿の備考つけ)

第四十三條 電波監理委員会は、無線従事者原簿を備え、免許に關する事項を記載する。

(免許の有効期間)

第四十四條 無線従事者の免許の有効期間は、免許の日から起算して五年とする。

（免許の更新）

第四十五條 無線従事者は、同一の資格について免許の更新を申請することができる。

2 前項の申請をした者が、左の各号の一に該当するときは、審波監理委員会は、試験を行わないでその免許の更新をしなければならぬ。

一 免許の有効期間中通算して二年六月以上当該免許に係る業務に従事し、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反しなかつた者

二 免許の有効期間中通算して一年六月以上及び申請前一年以内に六月以上当該免許に係る業務に従事し、この法律若しくはこ

の法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反しなかつた者

3 第一項の申請をした者が第二項各号に該当しない者であるときは、審波監理委員会は、申請者の当該免許に係る業務経歴及び成績によつて、試験の一部を免除することができる。

4 免許の更新については、第四十二條及び第四十四條の規定を準用する。

（無線従事者の國家試験）

第四十六條 無線従事者國家試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行う。

第四十七條 無線従事者國家試験は、第四十條の資格別に毎年少くとも一回電波監理委員会がこれを行う。

第四十八條 無線従事者國家試験に關して不正の行為があつた場合には、電波監理委員会は当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることが出来る。この場合において、なお、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことも出来る。

（命令への委任）

第四十九條 第四十一條から前條までに規定するものの外、免許の申請、免許証の交付、再交付及び返納その他無線従事者の免許に

關する手続的事項並びに試験科目、受験手続その他無線従事者國家試験の試験細目は、電波監理委員会規則で定める。

（通信長の地位）

第五十條 五の表の上欄に掲げる船舶無線電信局には、通信長（船舶通信士の長をいう。）として、それぞれ下欄に掲げる無線通信士を配置しなければならない。

船舶無線電信局

無線電信士

第一種局（総トン数三千トン以上の旅客船及び総トン数五千五百トンを超える旅客船でない船舶の無線電信局をいう。以下同じ。）

通信長となる前十年以内に船舶無線電信局において第一級の無線電信士として四年以上乗務に従事し、且つ、現に第一級の無線電信士の免許を受けている者

第二種局甲（船舶安全法第四條第一項第一号又は第二号の船舶であつて総トン数三千トン未満五百トン以上の旅客船若しくは総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の旅客船以外の船舶の無線電信局をいう。以下同じ。）

通信長となる前十年以内に船舶無線電信局において第一級の無線電信士として二年以上当該免許に係る乗務に従事し、且つ、現に第一級の無線電信士の免許を受けている者

第二種局乙（総トン数千

第一級の無線電信士の免許を受けている者、又は通信長となる

六百トン未満の旅客船以外の船舶の無線電信局であつて公衆通信を取り扱うもの又は総トン数五百トン未満の旅客船の船舶無線電信局をいう。以下同じ。）

前十年以内に船舶無線電信局若しくは海陸無線電信局において、第二級の無線電信士として一年以上乗務に従事し、且つ、現に第二級の無線電信士の免許を受けている者

電波監理委員会は、前項に規定するものの外、必要があるとき認めるときは、電波監理委員会規則により無線局に配備すべき無線従事者の資格別員を指定することかできる。

（選解任）

第五十一條 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任したとき、選任なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならぬ。

第五章 運用

第一節 通則

(目的外使用の禁止等)

第五十二條 無線局は、免許状に記載せられた目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲をこえて運用してはならない。但し、左に掲げる通信については、この限りでない。

- 一 遭難通信（船舶が重大且つ急迫の危険に陥つた場合に遭難信号を前置して行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 二 緊急通信（船舶が重大且つ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置して行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 三 安全通信（船舶航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置して行う無線通信をいう。以下同じ。）
- 四 災害通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常

常の事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信によることができないか又は著しく困難である場合人命の救助、災害の救済、交通通信の確保、又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）

- 五 放送の受信
- 六 無線設備の機器の調整のための通信
- 七 その他電波監理委員会規則で定める通信

第五十三條 無線局を運用する場合においては、その呼出符号又は呼出名称、電波の型式、周波数、発振及び変調の方式並びに中線の型式及び構成は、免許状に記載されたところによりなければならない。但

し、遭難通信についてはこの限りでない。

第五十四條 無線局を運用する場合においては、空中線電力は免許状に記載されたものの範囲内でその通信を行うため必要最小のものでなければならぬ。但し、遭難通信についてはこの限りでない。

第五十五條 無線局は、第八條第一項の規程により指示された運用時間内でなければ運用してはならない。但し、第五十二條各号に掲げる通信を行う場合及び電波監理委員会規則で定める場合はこの限りでない。

(混信等の防止)

第五十六條 無線局の運用は、他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害を與えないようにしなければならない。但し、第五十二條第一号から第四号までの通信については、この限りでない。

(擬似空中線回路の使用) (採出)

第五十七條 無線局は、左に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

- 一 無線設備の検査の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 二 実験無線局を運用するとき。

(実験無線局等の通信)

第五十八條 実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には暗語を使用してはならない。

(秘密の保護)

第五十九條 何人も法律に罰則の定めがある場合を除くの外、特定の相手方に対して行われる無線通信を受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを利用してはならない。

(時計、業務書類等の備えつけ)

第六十條 無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他電波監理委員会規則で定める書類を備えつけておかなければなら
50

(通信方法等)

第六十一條 無線局の呼出又は應答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに補助設備、救命艇の無線設備、方位測定装置及び緊急自動受信機の調整その他無線設備の機能を維持するため必要な事項の細目は、電波監理委員会規則で定める。

第二節 海岸局及び船舶局の運用

(船舶局の運用)

第六十二條 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。但し、受信装置のみを運用する場合、第五十二條各号の通信を行う場合その他電報監理委員会が必要があると認めて別に定めた場合は、この限りでない。

2 海岸局（船舶局と通信を行うため陸上に開設した無線局をいう。以下同じ。）は、船舶局から、自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合は、通信の順序及び時刻並びに使用電波の型式又は周波数について、海岸局の指示に従わなければならない。

(運用義務時間)

第六十三條 船舶無線電信局は、その船舶の航行中は、第一種局にあつては常時、第二種局にあつては電報監理委員会規則で定める時間割の時間運用しなければならない。但し、電報監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の時間割の時間は、第二種局甲にあつては一日十六時間、第二種局乙にあつては一日八時間とする。

3 海岸局は、常時運用しなければならない。但し、電報監理委員会規則で定める海岸局についてはこの限りでない。

(沈黙時間)

第六十四條 海岸局及び船舶局は、中央標準時による毎時の十五分過ぎから十八分過ぎで及び四十五分過ぎから四十八分過ぎまで(「第一沈黙時間」という。以下同じ。)四百八十五キロサイクルから五百十五キロサイクルまでの周波数の電波を放射してはならない。但し、遭難通信若しくは緊急通信を行う場合、又は沈黙時間の最後の二十秒間に安全信号を送信する場合はこの限りでない。

海岸局及び船舶局は、毎時六分をこえない範囲内で電波監理委員会規則で定める時間(「第二沈黙時間」という。以下同じ。)は、前項の周波数以外の電波であつて電波監理委員会規則で定めるものを放射してはならない。

(總守義務)

第六十五條 五百キロサイクルの周波数の指定を受けている海岸局及び船舶無線電信局は、その運用しなければならぬ時間中は五百キロサイクルの周波数で總守しなければならぬ。但し、第一沈黙時間中を除くの外、現に通信を行つている場合はこの限りでない。

前條第二項の電波監理委員会規則で定める周波数の指定を受けている海岸局及び船舶局は、その運用しなければならぬ時間中は、その周波数を總守しなければならぬ。但し、電波監理委員会規則で定める第二沈黙時間中を除くの外、現に通信を行つている場合はこの限りでない。

(遭難通信)

第六十六條 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに應答し、且つ、遭難している船舶を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等救助の通信に關し最善の措置をとらなければならない。

2 無線局は、遭難通信を受信したときは、これを妨害する虞のある電波の発射を直ちに中止しななければならない。

(緊急通信)

第六十七條 海岸局及び船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもつて、

緊急通信を取り扱わなければならない。

2 海岸局及び船舶局は、緊急信号を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少くとも三分間継続してその緊急通信を受信しなければならない。

(安全通信)

第六十八條 海岸局及び船舶局は、安全通信を、すみやかに、且つ、実際に放送しなければならない。

2 安全通信の発信を認められた海岸局及び船舶局は、その通信が自局に關係のないことを確認するまでその通信に使用されている周波数で

しなればならぬ。

(船舶局の機器の調整のための通信)

第六十九條 海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、支障のない限り、これに應じなければならぬ。

(通信圏入出等の通知)

第七十條 船舶無線電信局は、それぞれの海岸局の通信圏に入つたとき又はその通信圏を去ろうとするときは、その旨をその海岸局に通知し

なければならぬ。

前項の海岸局の通信圏は、電波監理委員会規則で定める。

第六章 監督

(周波数等の変更)

第七十一條 電波監理委員会は、混信の防止その他公益上必要があるときは、当該無線局の目的の遂行に支障を及ぼさず、且つ、その無線設備の変更を要しないか又は軽微な変更を要するに止まる場合に限り、無線局の周波数又は発射電力の指定を変更することができる。

(電波の発射の停止)

第七十二條 電波監理委員会は、無線局の発射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができ

る。

2 電波監理委員会は、前項の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則の定めるものに適合するに至つた旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならぬ。

3 電波監理委員会は、前項の規定により発射する電波の質が第四十三條の電波監理委員会規則で定めるものに適合していると認めるときは直ちに第一項の停止を解除しなければならない。

(検査)

第七十三條 電波監理委員会は、毎年一回、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員

敷並びに第六十條の時計及び警鐘を検査させる。但し、その年に免許又は免許の更新を受けた無線局及び外國地間を航行中の船舶の無線局についてはこの限りでない。

2 電波監理委員会は、前條第一項の電波の強弱の停止を命じた場合、同條第二項の事由があつた場合、無線局のある船舶が外國へ出港しようとする場合その他この法律の施行を確保するため特に必要がある場合は、その職員を当該無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十條の時計及び警鐘を検査させることができる。

3 前二項の規定により無線局に立ち入り、検査する職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による無線局、無線機等のために認められたものと解釈してはならない。

(非常の事態に於ける無線通信)

第七十四條 電波監理委員会は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救済、交通通信の確保、又は秩序の維持のため、無線局に必要を通信を行わせることのできる。

二 電波監理委員会が、前項の規定により無線局に通信を行わせるときは、國は、その通信に要した去費を弁償しななければならない。

(無線局の免許の取消等)

第七十五條 電波監理委員会は、免許人が、第五條の規定により免許を受けることができないう者となつたときは、その免許を取り消さなければならぬ。

第七十六條 電波監理委員会は、免許人が、左の各号の一に該等するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。

二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七條の許可を受け又は第十九條の規定による指針の変更を行つたとき。

三 第五十二條、第五十三條又は第五十五條の規定に違反したとき。

二 電波監理委員会は、免許人が前項各号に該当する場合の外、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分を違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用時間、局の設置若しくは空中線電力を制限することができる。

(局免許取消の通知)

第七十七條 電波監理委員会は、前二條の規定による処分をしたときは、

理由を記載した文書を免許人に送付しなければならぬ。

(空中線の撤去)

第七十八條 無線局の免許が効力を失つたときは、免許人であつた者は、遅滞なく、空中線を撤去しなければならない。

(無線従事者免許の取消等)

第七十九條 電波監理委員会は、無線従事者が左の各号の一に該当するときは、無線従事者の免許を取り消し、又は三箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

一 この法律若しくはその法律に基く命令又はこれらに基いてなした處分に違反したとき。

二 不正な手段により免許又は免許の更新を受けたとき。

三 第七十七條の規定は、前項の取消又は停止の場合に準用する。

(報告)

第八十條 無線局の免許人は、左に掲げる場合は、電波監理委員会規則の定める手続により、電波監理委員会に報告しなければならない。

一 遠距離通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき。

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して運用した無線局を認められたとき。

三 第二十五條の規定により公示された無線局の無線設備以外の無線設備から電波が発射されたことを認められたとき。

四 無線局が外國においてあらかじめ電波監理委員会が告示した以外の運用の制限をされたとき。

第八十一條 電波監理委員会は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に因り報告をさせることができる。

(受信設備に対する注意)

第八十二條 電波監理委員会は、受信設備が副次的に生ずる電波又は高周波電流が他の無線設備の被妨害に及ぶおそれ且つ或大な障害を與えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するため必要な措置をとるべきことを命ずることのできる。

2 電波監理委員会は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について前条の措置を命じた場合において特に必要があるとき認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣してその設備を検査させることができる。

3 第七十三條の三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第七章 聽聞及び訴訟

(聽聞の事案)

第八十三條 電波監理委員会は、左に掲げる場合に於て、この法に定めるところに従い聽聞を行わなければならない。

- 一 第四條但書（無線局免許の除外）、第七條第一項第一号及び第四号（工事設計及び無線局開設の根本的基準）、第十三條第一項（無線局免許の有効期間）、第十五條（再免許の手続）、第二十八條（電波の質）、第二十九條（受信設備の條件）、第三十條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一條（周波数測定装置の備付）、第三十二條（計器及び予備品の備付）、第三十四條（補助装置の備付）、第三十七條（無線設備の機器の検定）、第三十八條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第四十條（特殊無線技士の従事範圍）、第四十九條（國家試験の細目等）、第五十條第二項（無

線従事者の資格別員数の指定）、第五十二條第七号（目的外使用）、第五十五條（運用時間外運用）、第六十一條（通信方法等）、第六十四條第二項（第二沈黙時間）、第六十五條第二項（海岸局の聽守）並びに第百條第一項及び第二項（高周波有線設備の許可除外及び技術基準）の規定による電波監理委員会規則を制定しようとするとき。

二 第七十六條第一項の規定による無線局の免許の取消又は第七十九條第一項の規定による無線従事者の免許の取消の処分をしようとするとき。

三 電波監理委員会の処分に対する異議の申立があつたとき。

2 電波監理委員会は、前項の場合の外、必要と認める事項について聽聞を行うことができる。

(異議の申立)

第八十四条 この法律又はこの法律に基く命令の規定に基いて行う電波監理委員会の処分不服のある者は、電波監理委員会に対して異議の申立をすることができる。

2 異議の申立は、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を電波監理委員会に提出して、行わなければならない。但し、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

(申立の却下)

第八十五条 電波監理委員会は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちに申立を却下する。

2 前項の規定による申立の却下は、理由を記載した文書で行い、その正本を申立人に送付しなければならない。

(聴聞の開始)

第八十六条 第八十四条の規定による異議の申立があつたときは、電波監理委員会は、前條の規定により却下する場合を除き、申立を受理した日から三十日以内に聴聞を開始しなければならない。

第八十七条 聴聞は、電波監理委員会が事案を指定して指名する審理官が主宰する。但し、事案が特に重要である場合において電波監理

委員会が聽聞を主宰すべき委員を指名したときは、この限りでない。

第八十八條 聽聞の開始は、利害關係者（異議の申立に係る聽聞の場合には利害關係者及び異議の申立をした者。以下同じ。）に対し、審理官（前條但書の場合においては、その委員。以下同じ。）の名をもつて、事案の要旨、聽聞の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した聽聞開始通知書を送付して行う。

2 前項の聽聞開始通知書を発送したときは、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を公告しなければならぬ。

（参加）

第八十九條 前條に定める者の外、聽聞に参加して意見を述べようとする者は、利害關係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、審理官に利害關係者として参加の申出をしなければならぬ。

（代理人）

第九十條 利害關係者は、弁護士その他適當と認める者を代理人に選任することができる。

（調査）

第九十一條 審理官は、聽聞に際し必要があると認めるときは、利害關係者を審問し、又は参考人に出頭を求めて審問し、且つ、これら

の者より意見を徴し、又は報告をさせることができる。

(主張と立証)

第九十二條 利害関係者若しくはその代理人又は電波監理委員会は、
聽聞に際し、自己の主張を述べ、証拠を申出で、又は利害関係者若
しくは参考人若しくは電波監理委員会を審問することができる。

(調書及び意見書)

第九十三條 審理官は、聽聞に際しては調書を作成しなければならない
い。

2 審理官は、前項の調書に基き意見書を作成し、同項の調書とともに、
電波監理委員会に提出しなければならない。

3 電波監理委員会は、前項の調書及び意見書を公衆の閲覧に供しな
ければならない。

(決定)

第九十四條 電波監理委員会は、前條の調書及び意見書に基き、事案
決定を行う。

2 前項の決定は文書により行い、その正本を第八十八條及び第八十

九條の利害關係者に送付しななければならぬ。

3 前項の文書には、聽聞を経て電波監理委員会の認定した事実及理由を示さなければならぬ。

(参考人の旅費等)

第九十五條 第九十一條の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定める額の旅費、日当及び宿泊料を受ける。

(規則委任事項)

第九十六條 この章に定めるものの外、聽聞に関する手続は、電波監理委員会規則で定める。

(専屬管轄)

第九十七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定に基く電波監理委員会の処分に対する訴は、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

(記録の送付)

第九十八條 前條の訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく電波監理委員会に対し当該事件の記録の送付を求めなければならぬ。

(事實認定の拘束力)

第九十九條 第九十七條の訴については、電波監理委員会が適法に認定した事實は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断するものとする。

第八章 雜則

(高周波有線設備)

第百條 電線路に十キロサイクル以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備(ケーブル搬送設備及び平衡二線式裸線搬送設

備を除く。)を設置しようとする者は、当該設備につき、電波監理委員会(の許可を受けなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める設備については、この限りでない。

2 前項の許可の申請があつたときは、電波監理委員会は、当該申請が電波監理委員会規則で定める技術基準に適合し、且つ、当該申請に係る周波数の使用が他の通信に妨害を與えないと認めるときは、これを許可しなければならない。

3 第十二條第二項(免許状の交付)、第十七條(変更の申請)、第二十一條(免許状の訂正)、第二十二條、第二十三條(廃止及び休)、第二十四條(免許状の返納)、第二十八條(電波の質)、第

三十條（安全施設）、第三十八條（技術基準）、第七十二條（電波の発射の停止）、第七十三條第二項から第四項まで（検査）、第七十六條（無線局免許の取消等）、第七十七條（無線局の免許取消の通知）、第八十一條（報告）の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

4 第一項但書の設備を設置した者は、電波監理委員会規則の定める手続により電波監理委員会に届け出なければならぬ。

第一百一條 前條の規定は、通信設備以外の設備であつて十キロサイクル以上の高周波電流を利用するものに準用する。

（無線設備の機能の保護）

第一百二條 第八十二條第一項の規定は、無線設備以外の設備（前二條に規定する設備を除く。）が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的且つ重大な障害を與えるときに準用する。

第一百三條 電波監理委員会の施設した無線方位測定装置の設置場所から一キロメートル以内の地域に電波をじよう乱すおそれのある建造物、又は工作物であつて電波監理委員会規則で定めるものを建設しようとする者は、あらかじめ電波監理委員会にその旨を届出なければならぬ。

2 前項の設置場所は、公示する。

(手数料の徴収)

第百四條 左表上欄に掲げる者は、それぞれ同表下欄に掲げる金額の範囲内で、政令で定める額の手料を納めなければならぬ。

	金額
第六條の規定による免許の申請をする者	三千円
第十條の規定による落成後の検査を受ける者	二万二千円
第七十三條第一項の規定による検査を受ける者	二万二千円
第三十七條の規定による検定を受ける者	二万円
第四十一條の規定による無線従事者國家試験を受ける者	五百円

(國に対する適用)

第百五條 この法律の規定は、第七章及び第九章の規定を除き國に適用があるものとする。この場合において「免許」又は「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

第九章 罰則

(遭難通信取扱拒絶等の罪)

第百六條 無線通信の業務に従事する者が、第六十六條の規定による遭難通信の取扱をしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 遭難通信の取扱を妨害した者も前項と同様とする。

(虚偽の通信の罪)

第百七條 他人に損害を加える目的で、無線設備又は第百條第一項に規定する通信設備によつて虚偽の通信を發した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 船舶遭難の事実がないのに、無線設備によつて、遭難通信を發した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

3 無線通信の事業に従事する者が、第一項の行爲をしたときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に、前項の行爲をしたときは、一年以上の有期懲役に処する。

(公安を乱す通信の罪)

第百八條 無線設備又は第百條第一項に規定する通信設備によつて、公安を乱す事項の通信を發した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の行爲をしたときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(わいせつ事項通信の罪)

第百九條 無線設備又は第百條第一項に規定する通信設備によつて、わいせつな事項の通信を伝した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の行爲をしたときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

不法使用の罪

第百十條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項又は第百條第一項(第百一條において準用する場合を含む。)の規定による免許又は許可がないのに、無線設備又は通信設備を使用した者

二 第十四條第一項第四号、第五号、第七号から第十二号まで又は同條第二項に掲げる免許状の記載事項に違反して無線設備を使用した者

三 第十八條の検査を受けないで無線設備を使用した者

四 第七十二條第一項(第百條及び第百一條において準用する場合を含む。)又は第七十六條(第百條及び第百一條において準用する場合

合を含む。一の規定によつて電波の発射又は使用を停止された無線設備又は通信設備を使用した者

(職務執行妨害の罪)

第百十一條 第十條、第十八條、第七十三條第一項及び第二項並びに第八十二條第二項（第百二條において準用する場合を含む。）の規定により電波監理委員会の職員が行う検査を拒み、妨げ若しくは忌避し又はその質問に対して答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(従事者免許がないのに従事した罪等)

第百十二條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十一條の規定による無線従事者免許がないのに、無線設備の操作に従事した者

二 第七十九條第一項の規定による業務の停止処分違反して、無線設備操作に従事した者

(運用の制限に違反した罪等)

第百十三條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七十六條第二項（第百條及び第百一條において準用する場合を含む。）の規定による無線局の使用の停止若しくは制限の命令に従わない者

二 第七十八條の規定による空中線撤去の命令に従わない者

三 第八十二條第一項（第百二條において準用する場合を含む。）の規定による障害除去の措置の命令に従わない者

(他人の施設の不法使用の罪等)

第百十四條 他人の施設した無線設備を不法に使用した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 無線局に依頼して、不正に通信をさせた者は、一万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第百十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に關し、第百十條及び第百十三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

(未遂罪)

第百十六條 第百六條、第百八條及び第百九條の未遂罪はこれを罰する。

(出頭、陳述をしない等に対する制裁)

第百十七條 第九十一條の規定による裁判官の処分を違反して、出頭せず、陳述をせず若しくは虚偽の陳述をし又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者は、三千円以下の過料に処する。

(届出等をしない場合の制裁)

第百十八條 左の各号の一に該当する者は、三千円以下の過料に処する。

- 一 第二十二條（第百條及び第百一條において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をしない者
- 二 第二十四條（第百條及び第百一條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、免許状を返納しない者
- 三 無線従事者の資格を失つたとき、一箇月以内にその免許証を返納しない者

附 則

(施行期日)

この法律の施行期日は、政令で定める。但し、昭和二十五年四月二日以降であつてはならない。

(無線電信法の廃止)

2 無線電信法(大正四年法律第二十六号以下「旧法」という。)は、これを廃止する。

3 旧法第六條、第十五條、第十九條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條及び第二十八條の

規定は、公衆通信に關する法律が制定施行されるまではこの法律施行後も、なおその効力を有する。

(旧法の罰則の適用)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後もなおその効力を有する。

(この法律実施前の無線従事者の資格)

5 この法律施行の際、現に無線通信士資格検定規則(昭和六年通信省令第八号)の規定によつて第一級、第二級、第三級、電話級又は聽守員級の無線通信士の資格を有する者は、この法律施行の日に、それぞれこの法律の規定による第一級、第二級、第三級、電話級又は聽守員級の無線通信士の免許を受けたものとみなす。

6 旧電気通信技術者検定規則（昭和十五年逓信省令第十三号）廃止の際（昭和二十四年六月一日）、現に同規則の規定によつて、第一級若しくは第二級の電気通信技術者の資格又は第三級（無線）の電気通信技術者の資格を有していた者は、この法律施行の日に、それぞれこの法律の規定による第二級又は第二級の無線技術士の免許を受けたものとみなす。

7 前二項の規定により免許を受けたものとみなされた者は、この法律施行の日から一年以内に、この法律の規定による無線従事者免許証の交付を申請しなければ、不可抗力による場合を除く外、同期間の満了によつて、その免許は効力を失う。

（この法律の実施前になした処分等）

8 第五項又は第六項に規定するものの外、旧法又はこれに基く命令の規定に基く処分、手續その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定がある場合には、この法律によつてしたものとみなす。
この場合において、無線局（船舶安全法第四條の船舶の船舶無線電信局を除く。）の免許の有効期間は、第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して一年以上三年以内において無線局の種類ごとに電波監理委員会規則で定める期間とする。

(無線技術士に關する経過措置)

9 この法律施行の際、現に無線設備の技術操作に従事している者は、この法律施行後一年間は、第三十九條の規定にかかわらず、無線技術士の資格がなくても、無線設備の技術操作に従事することができる。

(既設の高周波利用設備の免許の申請)

10 この法律の施行の際、現に通信設備以外の設備であつて十キロサイクル以上の高周波電流を利用するものを設置している者は、この法律施行の日から一年以内に当該設備につき電波監理委員会の許可を受けなければならぬ。但し、電波監理委員会規則で定める設備については、この限りでない。

11 第百條第二項から第四項までの規定は、前項の設備について準用する。

(船舶安全法の改正)

12 船舶安全法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「無線電信法」を「電波法」に改める。

13 著作權法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ五第二項中「無線電信法」之ニ基キ發スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル放送無線電話施設者」を「放送事業者」に改める。

誤

正

目次

第四條第一項 一行目	第五章 運用（第五十二條―第七十條） 微弱	第五章 運用「（）内削る。」 微弱
第五條第四号 一行目	代表者であるとの	代表者であるもの
第六條第三項 二行目	無線通信を行うもの及び 変更を未たす	無線通信を行うもの及び 変更をきたす
第九條第三項 一行目	越えない	こえない
第十三條第一項 二行目	第四條の船舶無線電信局 適用	第四條の船舶無線電信局 運用
第十三條第二項 一行目	越え	こえ
第十八條四行目	後差	誤差
第二十九條二行目	ならう	ならう
第三十一條一行目	第十章の罪	第九章の罪
第四十一條一行目	こともできる。	ことができる。
第四十二條第一号	船舶の無線電信局	船舶の船舶無線電信局
第四十八條五行目	十八分過ぎまで	十八分過ぎまで
第五十條の表 第一種局四行目	「第二沈黙時間」をいう。	「第二沈黙時間」という。
第六十四條第一項 二行目		
第六十四條第二項 二行目		
第七十二條第三項 一行目	第四十三の	第四十三條の

第七十六條第一項
一行目 該等する

第八十三條第一項
第一号中 第三十一條（周波数測定装置の備付）
第三十二條（計器及び予備品の備付）

第七十七條第三項一
行目 第三十四條（補助装置の備付）
專業に従事する

附則第六項五行目 第二級の無線技士

附則第九項見出し（無線技士に關する経過措置）

該当する

第三十一條（周波数測定装置の備えつけ）
第三十二條（計器及び予備品の備えつけ）
第三十四條（補助装置の備えつけ）
業務に従事する

第二級の無線技士

（無線技士に關する経過措置）